

被扶養者認定調査

(必要書類・再認定可能かチャートで確認)

令和8年度調査

配布：令和8年7月上旬

事業所提出：令和8年8月20日

扶養認定調査の手順

1. 調査表に書かれた内容（被保険者氏名、住所、被扶養者氏名、住所、生年月日、同居・別居の区分など）が正しいか確認する
2. 調査対象者が今年度の対象者の条件に合っているか確認する
3. すでに削除手続きをしている場合には削除日を記入する
（削除するべき方の手続きをしていない場合は[扶養異動届](#)を作成）
4. 健保に登録されている住所が現住所や住民票住所と異なる場合は住所変更届を作成
5. 再認定に必要な添付書類（続柄は確認済みのため収入に関する資料）を確認する
（[被扶養者認定に必要な添付書類](#)、[扶養認定の詳細](#)、[続柄早見表](#)、[夫婦共同扶養について](#)）
※主に必要なのは非課税証明、確定申告書写し、学生証写し、配偶者の収入証明、送金証明です。
6. 必要な添付書類と調査表を灰色の封筒に入れ、各事業所担当者へ提出する
7. 追加資料を求められた場合は追加提出を行う

☆**基本的に健康保険に関わる質問は各事業所担当者宛にして頂きますようお願い申し上げます**

任意継続被保険者の方は健保へ直接ご連絡ください

☆認定調査資料を健保が確認した結果、扶養削除や再認定のお断りをする場合があります

☆添付書類は該当するもの全てをご提出ください

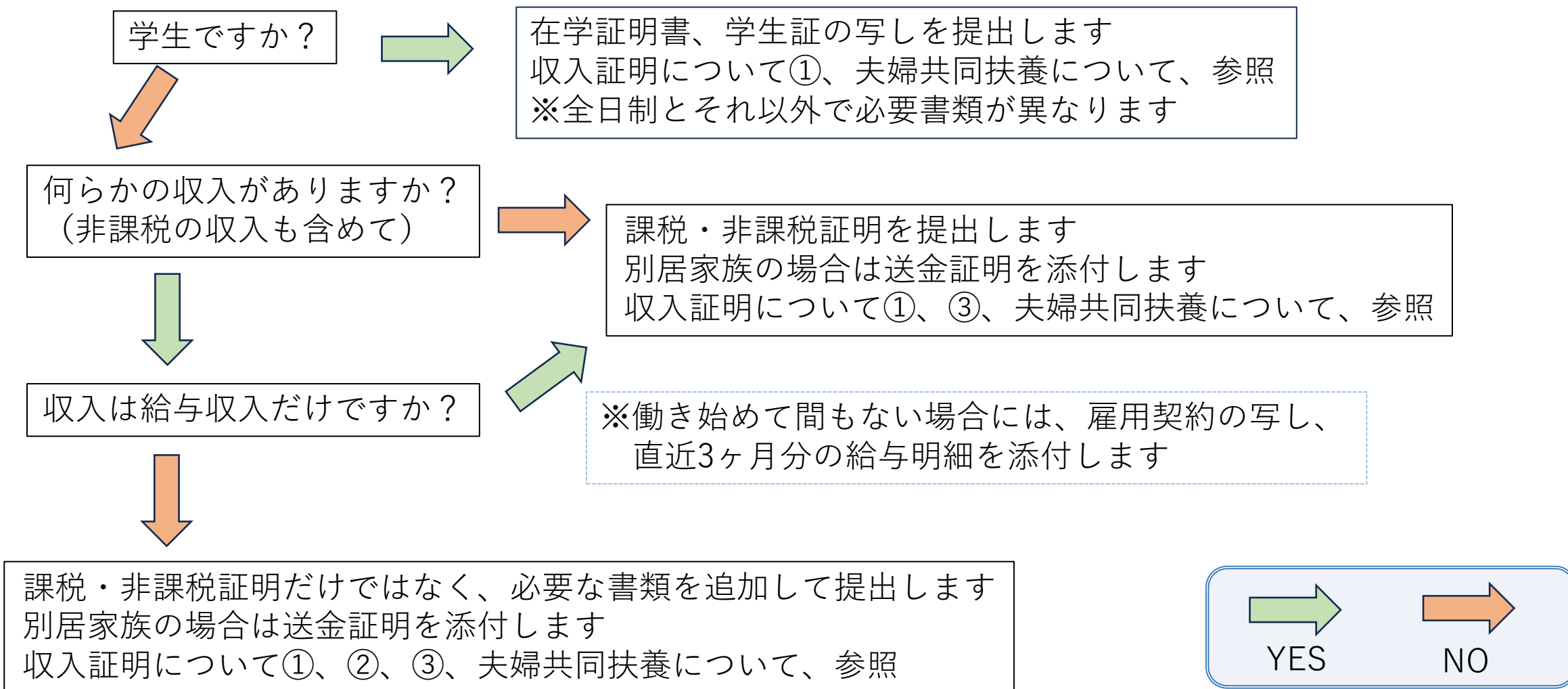
☆調査表発行日以降に削除されたご家族が含まれる場合がありますので、その場合は3のとおりにご記入ください

今回調査対象となったご家族はどのような状況ですか？

※調査対象…本年4/1時点で22歳以上の方で、証明書提出が昨年度以前の方

(今年度の認定であっても、認定時の状況により、調査対象となることを予告している方も含まれます)

配偶者の場合、年末調整データを事業所から提供いただくことで一部除外されています



収入証明について①

- 全日制の学生以外全員…課税・非課税証明

無収入でも最新のを自治体より取得して提出。※地方税の通知書は収入証明として認めません
給与収入のみの方、年金収入のみの方、その他を問わず提出が必要です。

- 学生…学生証や在学証明の写し

全日制の学生であることを確認できればOK。定時制・通信制等の場合には他の収入証明も必要。

海外の学生である場合は和訳を添付する。大学受験のための予備校も基本的には認めますが、資格取得のための専門学校、予備校は場合により課税・非課税証明の追加をお願いすることがあります。

- 年金の金額のわかるもの

年金の受給が始まって最初の認定調査の場合には年金裁定通知の写し。それ以降の場合は毎年6月頃に年金機構から送られてくる最新の改定通知書などの写し。

年金は課税・非課税に関わらず収入として計算します。遺族年金、企業年金、個人年金など全ての年金の証明を毎回添付して下さい。（複数の年金をお持ちの方は健保で情報を控えています）

収入証明について②

- ・確定申告書写し、その他

自営業、投資家、配信者、農業従事者など、課税・非課税証明では実収入が分かりにくい全ての方について、追加資料として確定申告書写し（無い場合は一年分の帳簿や入金記録の写し）を提出して頂きます。

別表1だけではなく、別表2以降の各経費内訳がわかるものを添付して下さい。添付がない場合には経費無しとして総収入を実収入額として取り扱いますのでご了承ください。

被扶養者の収入判定は『**所得**』ではなく『**実収入**』で行います。所得は税金を計算するうえでの優遇であり、実際に手元に入る収入とは異なるためです。なお、給与収入のある方についても、手取り額ではなく雇用保険料など控除前の総支給額（交通費含む）で判定いたします。

『**実収入**』は『**直接的経費**』を除いた金額となります。『**直接的経費**』とは、より収入を得るための投資を除くもので、それなしでは事業がなりたたない性質のもののみを認めます。一般的なものでは材料の仕入れや水光熱費などを指します。宣伝広告費や租税公課、損害保険料などは認めておりません。

また、一例として、俳優・配信者の衣装は他に転用できないようなもの以外は経費としては認めません。

農業や商店の場合、自家消費は収入と見なしますのでご注意ください。

※給与収入のある方で各年齢の限度額を超過している方は事業主の証明をご提出ください

昨年より収入超過していることが判明した方は1/1より削除となります

収入証明について③

• 送金証明

全日制の学生、会社都合で留守宅に残されたご家族については免除します。

それ以外の方には3回分以上の証明をご提出頂きます。ご家族の『**生計費**』（生活するのに必要なお金、貯金、遊行費除く）の半分以上を被保険者が負担しているか、調査対象となるご家族の収入より送金額が実情として多いかを確認します。

口座の履歴写しを提出する場合、送金と関係のない箇所はマスキングして頂いて結構です。

数ヶ月分まとめた送金は認めません。定期的に送金されていることを確認します。

家賃、水光熱費、施設費用を被保険者が支払っている場合は、それも認めますが控えの提出が必要です。

給与第二口座を含む被保険者名義の口座への入金や手渡しでの生計費負担は認めません。

• 国外居住者の認定要件

留学…在学証明書等の写し（和訳添付）

ワーキングホリデー…ビザの写し + 送金証明（現地通貨でも可、提出時点の為替で換算します）

帯同家族…渡航時とビザの変更がないことを用紙に追記、もし働いている場合は現地の収入証明を和訳添付のうえ提出

※現地の一般的な生計費の半分以上収入があった場合、日本の基準額を超過した場合は否認定です

※帯同家族はPDFでの提出も可とします

夫婦共同扶養について

- 基本的な考え方はHPを参照（[夫婦共同扶養について](#)）

お子様が今回の調査対象となった方のうち、配偶者の方が現在被扶養者ではない場合に追加資料をご提出頂きます。（令和6年度の認定調査より確認）

夫婦共同扶養の場合の配偶者の収入判定は最新の源泉徴収票写しで結構です。（自営業などの方は所得のわかるものをご提出ください）

働き始めて間もない場合には、雇用契約書写しか給与明細3ヶ月分をご提出ください。

被扶養者認定調査によって配偶者の収入が被保険者より1割以上多いことが判明した場合、再認定不可となります。

正式な通知の発出前に事業所担当者を通じてお知らせいたしますので、配偶者の方がご加入の健康保険組合での加入準備を進めてください。

再認定不可のお知らせを発出してから削除届の提出が無かった場合、事業所を通じて予告の上、保険者権限により該当の方を削除手続きし、否認定通知を発出いたします。

**※ひとり親家庭とご報告いただいている方にはこの資料提出を依頼しないようにしておりますが、
念のため備考欄にその旨を追記頂けると大変助かります**

調査の根拠について

[健康保険法施行規則](#) 第五十条 による

削除日について

- 就職、死亡など…事由発生日まで遡って削除
- 収入が基準額を超えているわけではないが、実質的に生計維持関係が無い場合…9/1削除
- 収入超過、送金実績なしなど…当年1/1まで遡って削除

参考：[扶養認定に係る補足説明](#)

※リンクにも記載していますが、認定調査で再認定不可となった場合、被扶養者となれるかどうか客観的な資料により確認できるまで再認定いたしません

また、提出日が遅くなった場合にも予告した削除日は変更いたしませんので、お早めにお手続きをお願いいたします

提出、確認について

- ① 同封された提出用封筒に封入し、**各事業所担当者宛**に提出

※基本は調査票を配布してくれた方へ提出とお考え下さい

- ② 事業所担当者が提出用封筒を開封し、内容確認、封筒廃棄
- ③ 不足書類があれば追加で事業所担当者へ提出
- ④ 事業所担当者が所属分をまとめて健保へ提出
- ⑤ 健保で確認後、事業所担当者へ問い合わせ、要請
- ⑥ 必要に応じて事業所を通じ追加書類提出
- ⑦ 削除が必要な場合、否認定通知を发出
- ⑧ 削除届を提出

例年おおよそ9月中に⑤まで進みますが、⑥～⑧が難航する場合があります。

削除が遅くなると医療費の精算が発生する可能性が高くなるため、早期のご対応をお願いいたします。